

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 61 年 7 月ごろ、A 町（現在は、B 市）役場に住民税等を納付しに行ったとき、A 町役場に勤務し、同じ団地に住んでいる方から国民年金への加入を勧められたこともあり、国民年金の加入手続を行った。

その後、社会保険事務所（当時）から、私の未納期間に係る国民年金保険料の通知があり、郵送されて来た納付書により A 町の郵便局で 15 万から 20 万円ぐらいの国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

そのときの領収証は紛失していて正確な金額は覚えていないが、納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成元年 4 月ごろと推認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であったこと、及び A 町の被保険者名簿により、当該期間直後の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間直後の期間に係る国民年金保険料を過年度納付により納付したときに、当該期間の国民年金保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 61 年 12 月までの期間については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成元年 4 月ごろと推認でき、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、56 年 6 月に申立人の旧姓と同姓同名の者に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その記号番号の処理経過欄に「誤適」のゴム印が押され、その記号番号が取り消されていることが確認できるところ、その記号番号が仮に申立人に払い出されていたものとしても、当時、申立人は、共済組合の組合員であり、国民年金の被保険者にはなれなかったことから、誤適取消処理を疑わせる事情も無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から5年3月まで  
② 平成5年8月  
③ 平成5年12月から6年1月まで

私は、平成元年に結婚後、3年ごろまでは国民年金保険料を納付していなかった。国民年金保険料を納付しなくてはいけないと思っていたところ、A市から委託を受けた集金人が、毎月、集金に来るというので、妻が、4年1月ごろから、毎月必ず、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

しかし、ねんきん特別便によると、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①及び③については、申立人は、「A市から委託を受けた集金人に、妻が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているものの、当時、申立人の国民年金保険料の納付指導等を担当していたA市の国民年金推進員は、「申立人夫婦は、一人分の国民年金保険料しか納付していなかった。申立人夫婦共に

納付されている期間があるのであれば、私に預ける方法ではなく別の方法により納付したのではないか。当時は、毎月、A市から2か月以上の期間未納である者のリストが渡され、未納者宅を2か月に1回程度訪問していたが、2か月以上の未納期間がある場合は、必ず、A市から未納者に納付を督促する案内が出されていたため、申立人がその期間の国民年金保険料を納付していた場合、申立人はA市や国民年金推進員にそのことを問い合わせるはずであるが、申立人からそのような話を受けたことは無い。」と証言しているところ、平成7年4月から9年3月までの期間において、A市で国民年金を担当していた者は、「私が国民年金を担当していたころは、その国民年金推進員が証言しているとおおり、国民年金推進員に未納者リストを交付し、納付指導等をしてもらっているほか、未納者に納付案内の葉書を送付するなどしており、申立期間当時も同様であったと思う。」と証言していること、及びオンライン記録によると、当該期間を含む4年1月から6年2月までの申立人夫婦の納付記録は、おおむね申立人の妻の国民年金保険料のみが納付されていることが確認できることを踏まえると、当該国民年金推進員の証言は信憑性が高い。

また、申立人の妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の納付時期、納付方法等の記憶は曖昧であるなど、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

私は、国民年金制度が発足した当初に父親から、「母親と共に国民年金に加入するように。」と言われたので、国民年金に加入することとし、加入手続は、父親がしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、当初は、私が母親の分と一緒に地区の世話役の自宅に持参し、通帳に領収印を押してもらっていたのを覚えている。その後は、父親が、母親の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私が結婚するとき父親から、「今後は自分で国民年金保険料を納付するように。」と言われたことも覚えている。

社会保険庁（当時）の記録によると、母親には申立期間に係る納付記録が確認できるのに、私の申立期間に係る納付記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、36年3月31日であり、加入直後の当該期間に係る国民年金保険料を納付しないことは考え難い上、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、住所欄に「B」のゴム印が押されているのみで、住所が記載されていないことから、当時、申立人は、「B」という納付組織に加入していたものと推認されるところ、A市は、「当時の資料が無く、当時の納付組織の状況や納付方法などは確認できない。」としているものの、申立人が主張する

納付組織への納付方法に不自然な点は見受けられないほか、当時、同居し、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることを踏まえると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から40年2月までの期間については、オンライン記録上、当該期間は申請免除承認期間とされているところ、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、検認記録欄の昭和38年度から42年度の各欄に、「申免」のゴム印が押されていること（ただし、制度上、任意加入被保険者は免除申請ができないため、申立人が婚姻により任意加入被保険者となった日にさかのぼって申請免除承認期間が取り消されている。）、及び申立人は、「当初、私が地区の世話役の自宅に持参していたが、その後は、父親が納付してくれていたはずである。」としていることを踏まえると、申立人の当該期間に係る国民年金保険料については、申立人の父親が免除の申請を行い、それが承認されたものと考えられる。

また、申立人又は申立人の父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料の納付をしていたとする父親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月及び5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで  
② 平成5年1月から同年3月まで

私は、平成元年に結婚後、3年ごろまでは国民年金保険料を納付していなかった。国民年金保険料を納付しなくてはいけないと思っていたところ、A市から委託を受けた集金人が、毎月、集金に来るというので、4年1月ごろから、毎月必ず、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

しかし、ねんきん特別便によると、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年3月については、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同年3月の時点における申立人の年金記録及び申立人が60歳に到達するまでの加入可能月数を計算した形跡が確認できること、並びにオンライン記録によると、申立人の姓が同年4月27日に変更されていることが確認できることから、同年3月に申立人が国民年金の強制加入対象者であることを把握したA市は、申立人のそれまでの年金記録及び申立人が60歳に到達するまでの加入可能月数を計算した上で、加入手続及び氏名変更手続を行ったものと考えられ、その処理が行われた同年4月27日の時点では当該期間の国民年金保険料は現年度保険料としてA市で収納できることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成4年1月及び同年2月については、申立人は、同年1月ごろにA市に委託された集金人が来たので、そのときから国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、前述のとおり、A市が、申立人が国民年金の強制加入対象者であることを把握したのは同年3月であると考えられること、及び申立人からは、当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとの主張も無いことから、申立人は、A市に委託された集金人に納付し始めた時期を勘違いしている可能性を否定できない。

また、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月及び5年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和54年12月17日にA社に入社し、A社が別の事業をするために設立した開設準備室に55年1月31日まで勤務し、同年2月1日にB社が営業所を開設したときにB社に転籍した。

社会保険庁（当時）の記録では、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和55年1月21日とされており、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

私が所持している昭和55年1月分から同年4月分までの給料明細書により、申立期間において、A社から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から昭和55年1月分から同年4月分までの給料明細書として提出されたその写しには、事業所名及び給与が支給された年が記載されていないものの、当該給料明細書と一緒に提出された預金通帳の写しにより、  
i) 同年1月分はA社及び同年4月分はB社から給与が振り込まれていること、  
ii) 同年2月分の給与が振り込まれた事業所名が不明であること、  
iii) 同年3月分の給与は振り込まれていないことが確認できるところ、給与が振り込まれた同年1月、同年2月及び同年4月の振込額とその月に応

じた給料明細書の支給額とは一致していることから、申立人から提出された給料明細書は同年1月分から同年4月分までのものと認められ、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人は、「昭和55年3月分の給与については、勤務先がA社からB社に変わったために給与が振り込まれずに手渡されたのだと思う。」としており、前述のとおり、申立人から提出された預金通帳の写しにより、同年3月分の給与振り込みは確認できず、同年4月分の給与がB社から振り込まれていることを踏まえると、事業所名が確認できない同年2月分の給与はA社から振り込まれたものとするのが自然である。

また、当時のA社の役員は、「申立人は、B社の営業所が昭和55年2月1日に開設されるまではA社内に設置されていた開設準備室で勤務しており、B社が営業所を開設したときに、開設準備室からその営業所に移った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当時の役員は、「私は、社会保険の実務を担当していたわけではないので、申立てどおりの保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは分からない。」と証言していることから、これを確認することはできないが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（オンライン記録上、C社D営業所）における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年8月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社B営業所に入社し、31年ごろからは、A社E営業所に移り、A社E営業所が閉鎖した35年10月まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、私のA社B営業所における厚生年金保険被保険者記録が昭和31年8月1日からとなっており、申立期間における被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚二人（被保険者期間は、それぞれ昭和27年2月1日から35年10月2日までの期間及び26年6月16日から35年9月23日までの期間）は、それぞれ「申立人は、私がA社B営業所に入社した2か月後に入社してきて、その後、A社E営業所に一緒に異動し、E営業所が閉鎖するまで一緒に勤務していた。」、「申立人は、昭和27年4月にA社B営業所に入社し、最初の2年間ぐらいは私と一緒に同じ仕事を担当し、その後に別の仕事を担当することになったと思う。」と証言している上、申立期間において、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者（被保険者期間は昭和27年10月1日から35年2月10日まで）は、「私が入社したときには、既に申立人は勤務していたと思

う。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、A社B営業所に勤務していたものと推認される。

また、当時、A社B営業所において経理事務を担当していた者及び出勤簿の管理等の業務を担当していた者は、それぞれ「当時、私は、従業員の給与の計算事務を担当していたが、A社B営業所では、申立人に限らず、すべての従業員に係る厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」、「私は、社会保険の事務担当者が多忙なときにその仕事を手伝ったことがあるが、すべての従業員を厚生年金保険に加入させ、保険料を給与から控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社B営業所における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B営業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から31年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月1日から45年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年6月1日に、資格喪失日に係る記録を45年2月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年4月30日まで

私は、申立期間において、A社が経営していたB店に勤務していた。初めて給与を受け取った際、給与明細書に記載されていた控除額について責任者に尋ねたところ、「それは厚生年金保険料で、会社も半分負担するものである。」と教えてくれたことを覚えている。

しかし、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年6月1日から45年2月15日までの期間については、申立人が覚えている同僚で事情を聴取できた二人のうちの一人（昭和44年6月1日に被保険者資格を取得）は、「私がB店に採用されたときには、申立人は、既に勤務していた。」としている上、事業主の義妹で、B店に勤務していたとする者（被保険者期間は、昭和43年11月1日から45年4月10日まで）は、「私は、昭和40年1月から45年4月まで、B店に勤務していた。申立人が勤務し始めた時期は覚えていないが、少なくとも、私が結婚した同年\*月までは、申立人もB店に勤務していたと思う。」と証言しているほか、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保

険者記録が確認できる複数の同僚を覚えていることを踏まえると、少なくとも当該期間において、A社が経営していたB店に勤務していたものと推認される。

また、A社の元役員は、「申立人と同じ職種の者については、厚生年金保険に加入させていたと思う。」としている上、申立人及び前述の同僚は、いずれも「当時、B店で申立人と同じ職種の者は5人ぐらいであった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人及び当該同僚が覚えている申立人と同じ職種の者4人（責任者1人を含む。）は、昭和44年5月1日又は同年6月1日にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるものの、これら4人については、2人が同年10月に、ほかの2人のうち、申立人と同じ職位であった者は45年2月15日に、申立人が責任者であったとする者は同年2月20日にA社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月から45年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年10月から44年6月1日までの期間及び45年2月15日から同年4月30日までの期間については、申立人が覚えている同僚及びA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人がA社に勤務し始めた時期を特定できない上、前述の同僚等の証言により、申立人が、A社が経営していたB店に同年4月ごろまで勤務していた可能性がうかがえるものの、前述のとおり、当時、申立人と同じ職種であった同僚4人は、いずれも45年2月までにA社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、申立人が覚えている同僚及びA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせ

る証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月から 44 年 6 月 1 日までの期間及び 45 年 2 月 15 日から同年 4 月 30 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月26日から同年10月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月15日から同年10月10日まで  
② 昭和39年2月26日から同年10月21日まで

申立期間①については、私は、昭和36年3月15日から37年2月14日までの期間において、B社の工場に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、私は、昭和37年6月から40年2月までの期間において、C市にあったA社に技術職として勤務していた。A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった39年10月21日までは厚生年金保険被保険者記録が継続しているはずなのに、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「昭和37年6月にA社に入社し、40年2月に次の会社に転職するまで継続して勤務していた。A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった39年10月21日までは厚生年金保険被保険者記録が継続しているはずである。」としているところ、A社の元事業主の妻（被保険者期間は、昭和36年5月25日から36年7月19日

までの期間及び 37 年 4 月 27 日から 39 年 10 月 21 日までの期間) は、「私が A 社に勤務している間、申立人が A 社に勤務していたことを覚えている。」と証言している上、申立期間②において、A 社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 6 人のうちの 2 人は、いずれも「昭和 39 年 10 月に開催されたオリンピックのときには、申立人は、間違いなく A 社に勤務していた。」としており、そのうちの 1 人は、「申立人は技術職であった。昭和 39 年 5 月か同年 6 月ごろと一緒に社員旅行に行ったときの写真を持っている。」と証言しているほか、オンライン記録により、前述の証言者 2 人は、いずれも、申立期間②において、A 社に係る被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間②において、A 社に継続して勤務していたものと推認される。

また、前述の元事業主の妻は、「当時、私は、社員の給与計算や社会保険の事務を担当していたが、すべての社員を厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料等の社会保険料を控除していたはずである。また、申立人については、定期的に通院していたことを覚えており、健康保険には加入させていたはずなので、厚生年金保険を途中で喪失させるようなことは無かったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 39 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社で経理や社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「当時の資料は無いが、申立人の給与から控除していた厚生年金保険料は、社会保険事務所に納付していたと思う。」と証言しているものの、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人は、「私は、昭和 36 年 3 月、それまで勤務していた会社を退職した直後に B 社に入社した。」としているところ、申立人が覚えている B 社での同僚 7 人のうち、死亡等により事情を聴取することができなかった 5 人を除く 2 人は、それぞれ「申立人が B

社に勤務していたことは覚えているが、申立人が勤務していた期間までは覚えていない。」、「申立人を覚えていない。」と証言している上、申立期間①及びその前後の期間において、B社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた6人（元役員を含む。）は、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間①において、申立人がB社に勤務していたことを特定することができない。

また、オンライン記録上、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年6月1日以降における各年当たりの被保険者資格取得者数は、35年までは1人から12人の間で推移していたが、36年には54人（昭和36年10月に23人及び同年12月に22人）もの被保険者が資格を取得していることが確認できる上、申立人を覚えている同僚は、「私は、B社に係る被保険者資格を取得した日よりも3か月程度早く入社したと思う。」と証言しているところ、当該同僚は、申立人と同じ36年10月10日にB社に係る被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、B社は、理由は不明であるが、厚生年金保険に加入させていなかった従業員を同年10月ごろにまとめて厚生年金保険に加入させた可能性を否定できない。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月1日から同年6月10日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月から29年8月まで  
② 昭和29年9月から30年6月10日まで  
③ 昭和30年8月から32年8月まで  
④ 昭和32年11月から33年7月まで

私は、申立期間①において、B社が所有するC丸に、申立期間②において、A社が所有するD丸に、申立期間③及び④において、E社が所有するF丸にそれぞれ乗船していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことに納得ができないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和30年3月1日から同年6月10日までの期間については、同年3月1日にA社に係る船員保険被保険者資格を取得している者は、「私は、船番は覚えていないが、3年間ぐらい運搬船に乗っていた。運搬船と本船の間では行き来があり、私が運搬船に乗っていたときには、申立人は、既に本船のD丸に乗っており、その後、3か月くらいは乗っていたと思う。」と証言していることから、申立人は、少なくとも当該期間において、A社が所有する船舶に乗っていたものと推認される。

また、申立期間②当時、A社において船員保険の事務を担当していた者は、「A社では、A社の船に乗っていた者については、必ず船員保険に加入させていたはずである。給与は、船長等が毎月持ってくる船員の出勤簿により計算し、全員から保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和30年3月1日から同年6月10日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、複数の同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立期間①当時、B社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた7人のうちの1人は、「申立人は、C丸が帰港した際に、私と一緒に同じ作業をしていたと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間①の一部において、B社に勤務していた可能性を否定できない。

しかし、その同僚も、申立人が、B社が所有する船舶に乗っていた期間までは覚えていないことから、申立人がB社に勤務していた期間を特定することができない上、ほかの6人は、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、前述の7人のうちの2人は、それぞれ「当時、B社の船団は一つであり、70人程度の船員がいたと思う。」、「B社には、本船、運搬船及び灯船に乗っていた船員を合わせると70人ぐらいいたと思う。」と証言していることから、申立期間①当時、B社が所有する船舶の船員数は70人程度であったものと推認されるところ、B社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間①における被保険者数はおおむね50人程度で推移しており、B社は、申立期間①当時、必ずしもすべての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

申立期間②のうち、昭和29年9月から30年3月1日までの期間につい

ては、前述の同年3月1日にA社に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる者の証言により、申立人は、少なくとも当該期間の一部において、A社に勤務していた可能性がうかがえるものの、当該同僚も申立人が勤務していた期間までは覚えていない上、当該期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人がA社に勤務していた期間や申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③及び④については、申立期間④当時、E社において、船員保険の事務を担当していた者の証言により、申立人は、少なくとも申立期間④の一部において、E社に勤務していたものと推認される。

しかし、その同僚も、申立人が、E社が所有する船舶に乗っていた期間までは覚えていない上、申立期間③及び④において、E社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた26人は、いずれも申立人を明確には覚えておらず、申立人がE社に勤務していた期間を特定することができないほか、申立期間③及び④に係る船員保険料の控除の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「申立期間④当時、G船団の灯船に乗っていた。」と主張しているところ、前述の申立期間④当時にE社において船員保険の事務を担当していた者は、「当時、本船に乗っていた者については、船員保険に加入させていたと思うが、灯船に乗っていた者については、船員保険に加入させていなかったかもしれない。」としている上、前述の26人のうちの3人は、「灯船に乗っていた者については、船員保険には加入していなかったと思う。」としている。

このほか、申立期間①、②のうちの昭和29年9月から30年3月1日までの期間、③及び④において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①、②のうちの昭和29年9月から30年3月1日までの期間、③及び④については、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月15日から同年12月16日までの期間及び33年5月1日から同年12月16日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を32年8月15日及び33年5月1日に、資格喪失日に係る記録を32年12月16日及び33年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、32年8月から同年11月までの期間は1万2,000円、33年5月から同年8月までの期間は1万円、同年9月から同年11月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月15日から34年2月16日まで

私は、申立期間において、A社が所有する船舶に乗っていたが、社会保険事務所（当時）に対し、A社に係る船員保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないことが分かった。

申立期間において、A社に係る船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年8月15日から同年12月16日までの期間及び33年5月1日から同年12月16日までの期間については、B社の代表取締役は、「弊社は、登記上の解散手続は行っていないが、既に事実上の倒産により廃業しており、当時の資料は保管していない。しかし、申立期間と同じ時期に勤務していた者に問い合わせたところ、『私は、申立期間において、申立人と一緒に乗船し、船員保険料も給与から控除されてい

た。』との証言を得た。また、私が入社（昭和 45 年 5 月に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得）したころも、毎年 4 月ごろから 12 月ごろまでの漁期に合わせて、すべての船員に係る船員保険の資格取得、喪失に関する手続を行っていた。申立人は、8 月 15 日から乗船したと主張していることから、漁期の途中で欠員が生じたために 8 月から雇い入れられたものと考えられるが、漁期の途中で雇い入れられた船員についても、船員保険に加入させていたので、申立人についても、弊社は、弊社が所有する船舶に乗っていた期間については、申立人の給与から船員保険料を控除していたと考えられる。」としている。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 5 月 1 日付けで被保険者資格を取得した 37 人のうちの 29 人が同年 12 月 16 日付けで被保険者資格を喪失していること、及び 33 年 5 月 1 日付けで被保険者資格を取得した 30 人のうちの 28 人が同年 12 月 16 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月 15 日から同年 12 月 16 日までの期間及び 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の A 社における社会保険事務所の記録から、昭和 32 年 8 月から同年 11 月までの期間は 1 万 2,000 円、33 年 5 月から同年 8 月までの期間は 1 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の代表取締役は、「船員保険に係る届出は適切に行っており、保険料は社会保険事務所に納付していたと思われる。」としているものの、当該期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 33 年 5 月から同年 11 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 12 月 16 日から 33 年 5 月 1 日までの期間及び同年 12 月 16 日から 34 年 2 月 16 日までの期間については、前述の代表取締役は、前述のとおり「弊社では、毎年 4 月ごろから 12 月ごろまでの漁期に合わせて、すべての船員に係る船員保険の資格取得、喪失に関する手続を行っていた。」としている上、申立期間において、A 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 4 人は、いず

れも「毎年1月から4月までの期間は、休漁期のために船員として雇い入れられることもなく、会社から給与をもらっていなかったのので、船員保険には加入していなかった。」と証言しているところ、前述のとおり、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和32年5月1日付けで被保険者資格を取得した37人のうちの29人が同年12月16日付けで被保険者資格を喪失していること、及び33年5月1日付けで被保険者資格を取得した30人のうちの28人が同年12月16日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間当時、A社は、休漁期であった1月から4月までの期間には、船員を雇い入れていなかった可能性がうかがえる。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 1 月までの期間及び同年 3 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 39 年 1 月まで  
② 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで

私は、15 歳のときから働いており、会社から「当社は、厚生年金保険には加入していないので、20 歳になったら国民年金に加入するように。」と言われ、昭和 37 年\*月ごろ、A 市（現在は、B 市）役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、その会社に、毎月、自転車に乗って集金に来ていた女性に納付していたことを覚えており、その会社に勤務していた申立期間においては、未納なく納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、一つ目が昭和 40 年 7 月 30 日に A 市で、二つ目が 43 年 2 月 1 日に B 市で払い出されていることが確認できるところ、一つ目の記号番号が払い出された 40 年 7 月の時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人からは、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 37 年\*月ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、戸籍の附票により、申立人の住民票上の住所地は、申立人が 39 年\*月に婚姻するまでは、申立人の実家のある C 村であることが確認できることから、申立人は、37 年\*月ごろに A 市役所で国民年

金の加入手続をすることはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は、毎月、会社に集金に来ていた女性に納付していた。」と主張しているものの、申立人がその当時に勤務していたとする会社の社長は既に死亡している上、その会社の同僚に事情を聴取しても、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができなかつたほか、申立期間の国民年金保険料は、一つ目の記号番号が払い出された時点で過年度保険料に当たり、当時、過年度保険料を収納する社会保険事務所（当時）が、毎月、集金により収納していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年5月までの期間及び同年7月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年5月まで  
② 平成2年7月から3年3月まで

私は、昭和44年ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、当初、隣組の組長が順番に集金し、集金した国民年金保険料を組長が役場に納付していたが、その後、個人が役場に納付する方法に変わった。

あるとき、隣組の組長から、「あなたの国民年金保険料に納付していない期間がある。納付しないと年金をもらえなくなる。」と言われたため、平成3年7月又は同年8月ごろに一括して役場の窓口で未納分の保険料を納付したはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成3年7月又は同年8月ごろにA町(現在は、B市)役場の窓口で一括して納付したと主張しているが、B市は、「当時、A町役場の窓口で過年度保険料を収納することはできなかった。国民年金の被保険者が過年度保険料を納付するためにA町役場の窓口に来られた場合、社会保険事務所(当時)に行つて納付することを勧めるか、社会保険事務所に行けない事情がある方には、役場から過年度保険料の納付書の発行を社会保険事務所に依頼し、金融機関で納付することを勧めていた。」としており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険

料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 636

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から62年3月まで

私が20歳になった昭和52年\*月ごろに、国民年金の加入手続などを行っていないのに国民年金保険料納付書が自宅に送付されて来た。

私は、20歳になったら国民年金保険料を納付することが義務であると思っていたので、結婚するまでは、亡くなった母親に市民税や国民健康保険税と共に国民年金保険料を納付してもらっていたはずであり、結婚後は、妻が口座振替の手続をして納付していたはずである。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和62年6月又は同年7月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、婚姻前の期間は母親が納付し、婚姻後の期間は妻が口座振替により納付していたと主張しているところ、婚姻前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、納付状況等が不明である上、オンライン記録上、申立人の国民年金保険料が口座振替により納付されたのは平成5年4月からであるほか、申立人は、「平成5年4月から口座振替により納付したことになっているのであれば、同年3月までは自分で近くの金融機関で納付していたかもしれな

い。」とその主張を変更しており、婚姻後の納付状況等についての申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の母親又は口座振替により申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年4月までの期間、13年9月及び同年10月並びに14年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月から同年4月まで  
② 平成13年9月及び同年10月  
③ 平成14年3月から同年8月まで

私は、平成16年\*月に結婚し、A市に住所を異動した後の同年6月又は同年7月ごろに国民年金保険料の未納分の請求があり、一括での支払いが難しかったので、分割での支払いにしてもらったことを覚えている。そのときの領収書は既に処分してしまったが、同年9月から付けている家計簿には、同年9月から17年5月までの各月にそれぞれ1か月分の国民年金保険料を納付していたことが記載されており、未納期間があることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿(平成16年9月1日から18年3月23日までの期間)によると、申立人が主張するとおり、平成16年9月から17年5月までの各月に当時の1か月分の国民年金保険料相当額が支出として記載されていることが確認できる。また、オンライン記録上、申立期間③よりも後の14年11月から15年6月までの国民年金保険料が過年度納付により納付され、いずれの納付日も家計簿に記載されている納付日と一致していることから、申立人は、当該過年度納付による納付を申立期間に係る国民年金保険料の納付と勘違いしている可能性を否定できない。

また、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人は、平成16年6月又は同年7月

ごろに国民年金保険料の未納分の請求が来たので、その後、毎月1か月分を納付したと主張しているが、未納分の請求が来たとする同年6月又は同年7月の時点で、申立期間①及び②並びに③の一部は、時効により国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私は、結婚を機に、A町（現在は、B市）に住むことになり、夫の国民年金保険料を集金に来ていた民生委員の勧めもあり、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。当時は、夫の仕事も順調で、生活にもゆとりがあり、国民年金保険料を納付しなかったことはないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和45年11月10日であり、その時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、申立人は、申立期間に係る納付方法や納付金額等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明であるほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿の補記欄に「附4条 54. 6.27 55. 6.18 ×」と記載されていることが確認できるところ、B市は、「昭和54年6月27日に第3回特例納付のお知らせをしたが、納付がなかったため、55年6月18日に再度お知らせをしたが、最終的に納付がなかったことを表示しているものと思う。」としていることを踏まえると申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付によりさかのぼって納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳には、昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料が現年度納付されたことを示す46年1月31日付けの検認印が押されている上、申立期間直後の44年4月から45年3

月までの国民年金保険料が46年3月30日に過年度納付により納付されたことが確認できる領収証書が貼<sup>は</sup>られていることが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 4 月ごろから約 1 年間、A 町（現在は、B 市）の船舶所有者が所有する C 丸の船団のうちの灯船に乗っており、当時、同じ C 丸の船団にいた複数の乗組員等の氏名を覚えている。

当時の船員手帳は所持していないが、船員保険証は A 町の船舶所有者からもらったと思うし、船員保険料も給料から控除されていたと思う。

社会保険庁（当時）の記録では、同じ時期に C 丸の船団のうちの別の灯船に乗っていた同僚には船員保険の記録があるのに、私の記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 町の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該船舶所有者が所有する C 丸の船団のうちの灯船に乗っていたものと推認される。

しかし、申立人は、「C 丸の乗組員から誘われたので、自分の船を灯船として使用し、A 町の船舶所有者からは用船料をもらっていたが、契約期間が 1 年ごとであったこともあり、1 期で辞めた。」としているところ、A 町の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 4 人（申立人が氏名を覚えている同僚 2 人を含む。）は、いずれも「私は、契約期間が決められた雇用ではなかった。」と証言しており、申立人は、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる者とは異なる雇用形態であった可能性を否定できない。

また、申立人及び A 町の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認で

きる複数の同僚は、いずれも、C丸の船団には、合計で30数人の乗組員がいたとしているところ、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間における当該船舶所有者の船員保険被保険者数は、22人から27人までの間で推移している上、前述の4人の証言者のうちの1人は、「当時は、子供が多く、医療費の負担が大きかったので、当初は、自らの意志で船員保険には加入しておらず、後から加入した。」と証言しているほか、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる別の1人は、「当時、家族の医療費の負担割合が高かったこともあり、自らの意志で船員保険には加入しなかった者がいた。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、当該船舶所有者は、船員保険への加入を船員の意向によって行っていた可能性がうかがえる。

さらに、A町の船舶所有者は既に船員保険を適用されなくなっている上、当該船舶所有者は死亡し、船員保険等の事務を担当していた者の所在は不明であるほか、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚等に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 22 日から 32 年 8 月 7 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 17 日から同年 9 月 4 日まで  
③ 昭和 43 年 12 月 31 日から 44 年 5 月 8 日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）に対し、A社における船員保険被保険者期間を照会したところ、申立期間①については船員保険被保険者期間ではなく、厚生年金保険被保険者期間となっていることが分かった。しかし、申立期間①において、本船であるB丸の船員として勤務していたのは間違いなく、そのことは所持している船員保険年金番号証により確認できる上、当該船舶と一緒に乗っていた同僚については、船員保険被保険者期間となっているのに、私については、厚生年金保険被保険者期間となっていることに納得できないので、申立期間①を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②について、社会保険事務所に対し、C社における船員保険被保険者期間を照会したところ、申立期間②については船員保険被保険者記録が確認できないことが分かった。しかし、申立期間②において、D丸の船員として勤務していたのは間違いないので、申立期間②を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間③について、私が所持している船員手帳により、私は、申立期間③を含む昭和 43 年 10 月 8 日から 44 年 5 月 7 日まで、E社が所有するF丸に乗船していたことが確認できる。しかし、社会保険事務所に対し、E社に係る船員保険被保険者期間を照会したところ、申立期間③の記録が抜け落ちていることが分かったので、申立期間③を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿並びにオンライン記録により、A社は、申立期間①において、厚生年金保険及び船員保険の適用事業所であったことが確認できるところ、申立期間①における船員保険被保険者記録が確認できる者は、「私は、当時、B丸に乗っていたが、申立人もその船に乗っていたことがあろうと思う。」と証言していることから、申立人は、少なくとも申立期間①の一部において、B丸の船員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が覚えている同僚4人のうちの事情を聴取できた2人及びA社に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた7人（前述の証言者を含む。）は、いずれも、申立人がB丸に乗船していた期間を覚えておらず、申立人がB丸に乗船していた期間を特定できない上、B丸に乗船していたすべての船員が船員保険に加入していた事実をうかがえる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた2人は、いずれも「当時、陸上で勤務していた事務員は数人程度であったと思う。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における被保険者数は、昭和31年3月22日の時点では33人、32年8月7日の時点では19人（それぞれ申立人を含む。）も確認できる上、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和30年8月1日）から適用事業所ではなくなった日（昭和34年2月1日）までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している84人（申立人を除く。）のうちの54人については、申立人と同様にA社に係る船員保険被保険者記録が確認できず、当該被保険者名簿には、「船員」等の記載が確認できるほか、申立期間①において、当該被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた5人（前述の証言者2人を含む。）は、いずれも「A社に係る厚生年金保険被保険者期間となっている期間において、陸上で勤務していた覚えは無く、その期間が、船員保険ではなく厚生年金保険の被保険者期間となっている理由は分からない。」と証言しており、このうちの2人は、それぞれ「私は、本船に乗っていたが、その期間の一部が厚生年金保険の被保険者期間となっている理由は分からない。」、「私は、船団の本船であったB丸に乗っていた。理由は不明であるが、その期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっている。」と証言していることから、A社は、何らかの事情により本船に乗っていた船員を含む一部の船員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明であり、A社に係る船員保険及び厚生年金保険被保険者記

録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「当時交付された船員保険年金番号証は紛失したが、現在所持している昭和 45 年に新たに交付された同証には、初めて資格を取得した日が、32 年 5 月 12 日と記載されているので、少なくとも申立期間①の途中からは船員保険に加入しているはずである。」と主張しているが、申立人から提出された船員保険年金番号証を見ると、当該日付は、本来記載されるべきではない個所に記載されている上、制度上、昭和 32 年当時、船員保険被保険者に年金番号は付番されておらず、申立期間①当時に同証を交付され、その後、紛失したとする申立人の主張は不自然である。

申立期間②については、申立人から提出された昭和 45 年に当時の運輸省船員局長が証明した乗船履歴証明書を見ると、申立人が、申立期間②において乗船していたことが確認できないところ、申立人は、「昭和 36 年 1 月 27 日付けで C 社に D 丸の船員として雇い入れられ、同年 9 月 4 日に雇い止められた。その後、同年 9 月 22 日付けで G 社に H 丸の船員として雇い入れられた。当時の運輸省に証明してもらった乗船履歴証明書には、D 丸及び H 丸に乗船していた期間の記載が漏れている。」と主張している。

しかし、乗船履歴証明書の記載事項（昭和 36 年 9 月 4 日に D 丸に雇い入れられ、同年 9 月 22 日に職務が変更され、37 年 4 月 26 日に雇い止められていること）は、申立人の G 社に係る船員保険被保険者記録（昭和 36 年 9 月 6 日から 37 年 4 月 29 日まで）とほぼ一致している上、G 社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 36 年 9 月 6 日に G 社に係る船員保険被保険者資格を取得した記録が確認できる者のうちの事情を聴取できた 2 人は、いずれも「私が所有している当時の船員手帳を見ると、昭和 36 年 9 月 4 日に I 丸の船員として雇い入れられたことが確認できるが、申立人も同じ船に乗っていたと思う。」と証言していることを踏まえると、乗船履歴証明書に誤った船舶名（D 丸）が記載された可能性を否定できないものの、申立人は、同年 9 月 4 日に G 社に雇い入れられ、前述の 2 人と同様に同年 9 月 6 日に G 社に係る被保険者資格を取得したものとするのが自然である。

また、申立期間②において、C 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 12 人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、申立期間②において、C 社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、C 社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、C 社の事業を継承した J 社は、「申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかは不明である。」としていることから、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人から提出された船員手帳の写しを見ると、E社が所有していたF丸に係る雇止年月日は、昭和44年5月7日（雇止港はK港で、官庁公認印欄にL町長と表示された日付印が押されている。）と記載されていることが確認できるものの、当時のE社の代表取締役及び役員は、いずれも「当時、E社の経営状態が悪くなかったため、F丸は、昭和43年12月の航海終了後に債権者に差し押さえられ、それ以降は航海することができなかった。保安要員に指定された者などを除き、申立人を含むF丸に乗船していた船員は、同年12月に雇止めになっていると思う。また、申立人は、下船後、会社に船員手帳を提出しないまま、退職したと記憶しているので、次の事業所に雇い入れられるために、自ら雇止めの手続を行ったのではないか。」と証言しているところ、申立期間③において、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者のうち、F丸に乗船していた者は、「F丸に乗船していたほとんどの船員は、昭和43年12月の航海終了後に雇止めになったと思う。」と証言しており、別の者は、「昭和44年1月又は同年2月ごろに会社に経営上の問題が起こり、船舶名は覚えていないが、そのころに会社が所有していた船舶が差し押さえられた。」と証言している上、前述の二人を含む複数の者は、「会社はM市内にあったのに、N港ではなく、K港で雇止めとなっているのは不自然である。」と証言していることを踏まえると、申立人は、申立期間③において、E社に勤務していなかった可能性を否定できない。

また、申立人が覚えている同僚3人のうちの2人（1人は船長）についても、オンライン記録上、申立人と同じ昭和43年12月31日付けでE社に係る船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、もう1人については、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できない上、当時のE社の代表取締役及び役員は、いずれも「当時の資料は保管していないが、F丸が昭和43年の航海終了後に申立人を含むF丸に乗船していたほとんどの船員を雇止めとしたので、その後は申立人を雇用しておらず、給与も支払っていないので、船員保険料は控除していない。」と証言しているほか、申立期間③において、E社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 27 日から 28 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 25 年 2 月に A 社に入社してから 29 年 2 月に A 社が解散するまでの期間において、A 社に継続して勤務していた。

また、申立期間においては、A 社 B 支店に勤務しており、そのとき、病院に通院するために会社からもらった健康保険証を使用したことも覚えている。

申立期間の前後においては A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるのに、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支店を開設する準備をしていたときに撮影したとする写真及び申立人の詳細な記憶により、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していた可能性を否定できない。

しかし、A 社の本支店に係る厚生年金保険の適用状況及び申立期間において A 社の本支店に勤務していた者の厚生年金保険被保険者記録から、その経緯は不明であるものの、A 社では、昭和 27 年 12 月 27 日の時点において、A 社の各支店に在籍していた者については、同日に A 社（C 本店）における被保険者資格を喪失させ、その後、各支店に係る厚生年金保険の新規適用状況に応じて、被保険者資格を再取得（申立人は、申立人が A 社 D 支部に異動したとする昭和 28 年 9 月 1 日に再取得）させていることがうかがえるところ、オンライン記録上、A 社 B 支店が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間又は申立期間の一部において

適用事業所であったA社（C本店）、A社E支店、A社F支店及びA社D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人及び申立人がA社B支店に勤務していたとする同僚の氏名は確認できない。

また、申立人が覚えている同僚5人（前述の同僚を含む。）は、死亡等により事情を聴取することができず、申立期間当時、A社の本支店に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年6月1日まで

私は、A社B営業所に昭和20年12月1日に入社したが、母親が体調を崩したために26年5月31日に退職した。

社会保険庁（当時）の記録では、昭和25年11月1日にA社B営業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、私は、A社B営業所のバレーボールチームの一員として同年10月20日から同年10月30日までの期間、A社の本社があったC県で開催されたA社の全国大会に出場したことを覚えており、全国大会が終わった後、すぐにA社を退職した覚えは無い。

申立期間において、A社B営業所に継続して勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社B営業所のバレーボールチームの一員として昭和25年10月20日から同年10月30日までの期間、A社の本社があったC県で開催されたA社の全国大会に出場したことを覚えており、全国大会が終わった後、すぐにA社を退職した覚えは無い。」としているところ、A社は、「当時の資料が無いので、当社が昭和25年10月にバレーボールの全国大会を開催したかどうかは分からないし、その大会にB営業所が参加したかどうかも分からない。」としているものの、申立人と同じバレーボールチームに所属していた同僚のうち事情を聴取することができた者（A社に係る被保険者期間は、昭和21年4月2日から28年8月1日まで）は、「私は、申立人と共にバレーボールの全国大会に出場したことを覚えている。私が保管している全国大会に出場したときの写真には申立人も一緒に写っており、その写

真の裏面に『1949』と記載しているのです、私や申立人が所属していたB営業所のバレーボールチームが全国大会に出場したのは昭和 24 年であったと思う。私がB営業所に勤務している間に、バレーボールチームが全国大会に出場したのは、その一度だけだと思う。」としていることから、申立人は、A社の本社があったC県で開催されたA社のバレーボール全国大会に出場したことはうかがえるが、同大会に出場した年を誤認している可能性を否定できない。

また、申立人が、申立人と一緒に退職したとしている同僚は、「私は、退職した時期はよく覚えていないが、申立人が会社を辞めると聞いたので私も一緒に退職したことを覚えている。」としているところ、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚が、申立人と同じ昭和 25 年 11 月 1 日にA社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人がA社B営業所を退職した時期を覚えている者はおらず、申立人が、申立期間において、A社B営業所に継続して勤務していたことを特定することができないほか、A社は、「当時の書類が無く、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 36 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 34 年から 36 年 12 月末まで、A社に事務員として勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が、昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 1 月 1 日までとなっており、申立期間において、被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 11 人（申立人が覚えている同僚を含む。）のうちの 3 人は、申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えているものの、このうちの 1 人（昭和 36 年 4 月 1 日にA社に係る被保険者資格を取得）は、「申立人は、私よりも後に入社したと思う。お互い新入社員であり、年齢も近かったのでよく覚えている。」としており、ほかの 2 人に事情を聴取しても、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していた事実をうかがえる証言を得ることができなかつた上、申立人を覚えていない 8 人のうちの 1 人は、「私が覚えている女性がA社に事務員として勤務していたときには、事務員はその女性だけだったと思う。」としているところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、その女性が、申立期間の一部を含む期間（昭和 33 年 10 月 16 日から 35 年 4 月 21 日まで）において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できることから、申立人は、当該事業所に勤務していた時期を勘違いしている可能性を否定できない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており事情を聴取することができず、前述の11人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。